

お済み  
ですか？

# 消費税率引き上げ対策 Q&A

## 第9回 税額計算の特例・設備投資に係る税制措置

米田正美中小企業診断士・  
税理士事務所（青葉区錦町）  
税理士 米田 貴光 氏

軽減税率制度では、売り上げと仕入れを軽減税率の対象か、標準税率の対象かを区分して消費税額を計算します。しかし、中小事業者が区分して計算することが困難な場合に限り、簡便的な方法で計算する特例が認められています。

### 売上税額の計算の特例

今年10月1日から2023年9月30日までの4年間、基準期間の課税売上高が5000万円以下の中小事業者で、売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者は、一定割合を軽減税率対象とみなす特例が選択できます。

#### ① 小売等軽減仕入割合の特例

卸売、小売業を営む中小事業者が、仕入れを税率毎に区分できるが、売上を税率毎に区分することが困難な場合に選択可能な制度です。仕入総額のうち、軽減税率対象品目の仕入額の占める割合で、軽減税率対象となる消費税額を計算します。

#### ② 軽減売上割合の特例

軽減税率対象商品を取り扱う中小事業者であれば、業種の限定なく適用可能な制度です。通常の連続する10営業日の課税売上総額に占める軽減税率対象品目の課税売上額の割合を、その売上げに占める軽減税率対象品目の割合として計算します。

#### ③ 両方とも困難な場合

先述の①、②の計算が困難であり、主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者は、売上げの割合を50%と推計して税額計算をすることが認められています。

対象者	① 仕入れを区分できる卸売・小売事業者	② ①以外の事業者	③ ①②の計算が困難な事業者
軽減税率売上割合の計算方法	〈小売等軽減仕入割合〉卸売業・小売業に係る軽減税率品目の売上（税込）のみ要する課税仕入（税込）	〈軽減売上割合〉通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上（税込） 通常連続する10営業日の課税売上（税込）	50 100
考え方	仕入額の軽減税率対象割合を売上げに当てはめる	10日間の軽減税率対象商品の売上割合から年間実績を推計	売上げの50%を軽減税率対象と推定

### 仕入税額計算の特例

選択可能期間  
基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：  
2019年10月1日から4年間（2023年9月30日まで）  
※上記以外の事業者：選択不可

今年10月1日から2020年9月30日の1年間、基準期間の課税売上高が5000万円以下の中小事業者で、仕入れを税率ごとに区分することが困難な事

選択可能期間  
基準期間の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者：  
2019年10月1日から1年間（2020年9月30日まで）  
※上記以外の事業者：選択不可

対象者	① 売上げを区分できる卸売・小売事業者	② ①の計算が困難な事業者
軽減税率売上割合の計算方法	〈小売等軽減仕入割合〉卸売業・小売業に係る軽減税率品目の課税売上（税込） 卸売業・小売業に係る課税売上（税込）	〈簡易課税制度の届出の特例〉簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能。 ※特例を適用する場合、消費税簡易課税制度選択届出書は、2019年7月1日から提出可能。
考え方	売上額の軽減税率対象割合を仕入れに当てはめる	課税期間中の届出で簡易課税制度を選択可能

業者が選択可能な特例です。  
① 小売等軽減売上割合の特例  
卸売、小売業を営む中小事業者が、簡易課税適用事業者を除き、売上げを税率ごとに区分できるが、仕入れを区分することが困難な場合に選択可能な制度です。  
② 簡易課税制度の届出の特例  
今年10月1日から2020年9月30日の1年間、簡易課税の適用を受けようとする課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、提出し

### 設備投資を支援する税制措置

税額計算の特例以外にも商業、サービス業、農林水産業活性化税制や中小企業投資促進税制など、設備投資などをした際に活用可能な税制措置があります。軽減税率制度対応のために設備投資を行った場合にも利用可能です。

今回説明したように、軽減税率制度導入にあたって、さまざまな税額計算の特例や税制措置があります。これらの特例の適用や制度活用は選択の幅があるため、自身での選択が難しく、早めに専門家へ相談することがポイントとなります。商工会議所の窓口相談などを活用しながら、計画的に準備を進めていきましょう。

### 間経営支援チーム

(TEL 265-8127)

### 軽減税率対策補助金などの申請はお早めに！

国による軽減税率対策補助金制度によるレジやシステムの導入・改修に係る支援の対象は、2019年9月30日までに購入契約が完了しているものが条件となります。

補助金の申請受付期限は2019年12月16日（消印有効）までとなっていますので、店頭で使用しているレジが軽減税率に対応可能か、モバイルPOSレジ導入の必要性等を確認し、費用負担を抑えられるこのタイミングで導入することをおすすめします。